

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	城東区役所1階レイアウト及び庁舎案内サイン等改善業務委託	その他	株式会社オカムラ	65,340,000円	令和4年7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和4年度いじめ・不登校対策事業中学校空き教室等レイアウト変更業務委託	その他	株式会社オカムラ	1,793,000円	令和4年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	1階レイアウト変更に伴う各種システム端末・プリンタ移設業務委託	その他	NECフィールディング株式会社	3,803,690円	令和4年9月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	1階レイアウト変更に伴う戸籍システム端末・プリンタの移設業務委託	その他	富士通Japan株式会社	1,380,500円	令和4年9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	1階レイアウト変更に伴う庁内情報利用パソコン及び総合福祉システム等の移設に伴うLAN配線等業務委託	その他	株式会社大塚商会	1,694,000円	令和4年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	城東区スポーツカーニバル事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	1,052,551円	令和4年9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zukeiriyuu.pdf>

## 随意契約理由書

1 案件名称

城東区役所 1 階レイアウト及び庁舎案内サイン等改善業務委託

2 契約の相手方

株式会社オカムラ

3 随意契約理由

本業務は、城東区役所の来庁者にとって快適で利用しやすい空間を実現するため、市民ロビー・待合スペース・事務執務室内のレイアウト変更、来庁者にとってわかりやすい案内サインの整備を行うことを目的とする。

業務の性質上、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力、受託者の適格性等、総合的な観点から選定することが重要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社オカムラの評価点が基準点をこえており、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オカムラと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 G5

5 担当部署

城東区役所 総務課（総務）（電話番号 06-6930-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度いじめ・不登校対策事業 中学校空き教室等レイアウト変更業務委託

### 2 契約相手方

株式会社オカムラ 梅田支店

### 3 随意契約理由

本事業は、登校はできるが教室に入ることができない不登校傾向や集団生活に馴染めない生徒などを対象とし、学校内の使用していない教室等を心理的負担の軽減が図れる居心地の良い空間にレイアウト等を変更し、生徒の居場所とすることにより、再登校を含む社会的自立を支援することを目的とする。

空間レイアウトの設計や動線計画については、高度で専門的な技術力が求められ、契約相手方の持てる能力や経験によって事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、民間企業の過去の実績におけるノウハウや企画力を活かし、再登校を含む社会的自立支援の目的に合致した事業内容とすることを重要視することから、本業務はその性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案は、株式会社オカムラ梅田支店1社のみであったが、外部審査委員による選定委員会において各項目について審査し、採点した結果、同社の評価点数は採用となる基準点を満たしており、契約相手方として適格であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オカムラ梅田支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 G5

### 5 担当部署

城東区役所 保健福祉課（子育て教育担当）（電話番号 06-6930-9065）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

1階レイアウト変更に伴う各種システム端末・プリンタ移設業務委託

### 2 契約の相手方

NECフィールドディング株式会社

### 3 随意契約理由

城東区役所における住民基本台帳ネットワークシステム（CSシステム）端末のリース及び保守業務については市民局が、介護保険端末、国保端末のリース及び保守業務については福祉局が契約を締結している。

本業務は、レイアウト変更に伴い、移設設置を行うものであるが、通常リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない可能性が考えられる。移設については、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、経済性のみを持って同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、今回使用する住民基本台帳ネットワークシステム（CSシステム）端末、介護保険端末、国保端末リース契約の契約相手が委託している端末等機器保守業者のみが受託可能業者となることから、その保守業者である NEC フィールドディング株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 G4

### 5 担当部署

城東区役所 総務課（総務担当）（電話番号 06-6930-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

1階レイアウト変更に伴う戸籍システム端末・プリンタの移設業務

### 2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

### 3 随意契約理由

城東区役所における戸籍システム端末のリース及び保守業務については、市民局にて契約を締結している。

本業務は、レイアウト変更に伴い、移設設置を行うものであるが、通常リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない可能性が考えられる。移設については、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、経済性のみを持って同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、今回使用する戸籍システム端末の契約相手が委託している端末等機器保守業者のみが受託可能業者となることから、その保守業者である富士通 J a p a n 株式会社と特名随意契約を締結する

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 G4

### 5 担当部署

城東区役所 総務課（総務担当）（電話番号 06-6930-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

城東区役所庁内情報利用パソコン及び総合福祉システム等の移設に伴う LAN 配線等  
業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社大塚商会

### 3 随意契約理由

城東区役所における庁内情報利用パソコン及び総合福祉システム等のリース及び保守業務については、城東区役所及び福祉局にて契約を締結している。

本業務は、レイアウト変更に伴い、移設設置を行うものであるが、通常リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない可能性が考えられる。そのため、移設については、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、経済性のみを持って同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、今回使用する庁内情報利用パソコン及び総合福祉システム等契約の契約相手が委託している端末等機器保守業者のみが受託可能業者となることから、その保守業者である株式会社大塚商会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 G4

### 5 担当部署

城東区役所 総務課（総務担当）（電話番号 06-6930-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 城東区スポーツカーニバル事業業務委託

### 2 契約相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

### 3 随意契約理由

近年、高層マンションの建設等により転入者が増加したことに伴い、地縁型団体に属さない区民が多くなってきており、地域コミュニティの機能が低下していることから、大規模災害をはじめとした様々なリスクに耐えうる強固な地域社会づくりをめざした、人と人とのつながりづくりの促進が求められている。

本事業は上記の課題を踏まえ、コミュニティの輪を広げる事業として、単にイベントとして開催するのではなく、事業実施にあたり、区内各種社会教育団体及びスポーツ団体及び地域から推薦された委員によって構成されている城東区スポーツ・レクリエーション協会と連携を図り開催する。

城東区スポーツ・レクリエーション協会と協働し、こどもから高齢者まで区民のだれもが気軽に参加できる「スポーツを楽しめる機会」を提供することで、区民の健康増進とスポーツを通じた仲間づくりを図るとともに、「区民同士を結ぶお互いのつながりと思いやり」を育むことにより、地域活動への関心作りやコミュニティ意識の向上による「地域コミュニティづくり」を推進することを目的とする。

本事業の目的を達成するためには、城東区スポーツ・レクリエーション協会との連携は不可欠である。また構成団体である区内各社会教育団体及びスポーツ関係団体との連携を円滑に行うとともに、区民のニーズを的確に把握したうえで、事業を実施できる実績・ノウハウと併せて実行力が必要である。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、これまでの本事業や類似事業の実績を踏まえ、専門性やノウハウがあるとともに、確実に事業が遂行できる組織体制・運営基盤を有している。さらに、これまでの実績から城東区スポーツ・レクリエーション協会をはじめ、区内各種団体等の強みや弱みといった情報の蓄積があることから、各種団体等と協働して事業を効果的かつ円滑に実施することができる唯一の団体である。

また、本市が仕様書において取扱いを認めている協賛金についても、一般財団法人大阪市コミュニティ協会はこれまで各種団体等と築いてきた関係性や実績により実効ある対応が期待でき、本事業の充実や本市の経費削減に大きく寄与できる唯一の団体でもある。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な団体がな

いため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結し、特名契約相手方を一般財団法人大阪市コミュニティ協会とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

城東区役所 市民協働課（市民活動支援担当）（電話番号 06-6930-9743）